

# とっとり安心ファミリーシップ制度 利用の手引き

鳥取県

## 目次

とっとり安心ファミリーシップ制度について.....	1
届出をすることができる方.....	2
届出に必要な書類 .....	3
届出の方法・流れ.....	5
届出後について .....	6
(1)届出受理証明書の再交付 .....	6
(2)届出事項の変更 .....	6
(3)返還の届出等 .....	6
(4)届出受理事実証明書の交付.....	7
利用できる・しやすくなる行政サービス等 .....	7

## とっとり安心ファミリーシップ制度について

本県では、鳥取県人権尊重の社会づくり条例(平成8年鳥取県条例第15号)に基づいて定めた「鳥取県人権施策基本方針」の分野別施策の推進に「性的マイノリティの人権」を掲げ、教育・啓発の推進、相談体制の充実等を進めるとともに、パートナーシップ制度という形によることなく事実婚と同様に県の行政サービスを提供してきました。この取扱いを更に発展させるため「多様な性を認め合う社会づくり研究会」を開催し、検討を進めてきましたが、この度、当事者・有識者の意見をもとに「とっとり安心ファミリーシップ制度」を導入することとしました。

この制度は、お互いを人生のパートナーとして認め合う性的マイノリティ※のカップルが相互に協力し合う関係またはその子や親と一緒に家族として協力し合う関係にある旨を届け出て、県がその届出を受理したことを証明する制度です。

法律上の婚姻とは異なり、法的な権利及び義務が発生するものではないため、法律上の効果はありませんが、お二人やそのご家族の意思を尊重するとともに、県民一人ひとりが性の多様性を尊重し、誰もが安心して自分らしく暮らせる社会の実現を目指すものです。

※ 性的マイノリティとは、性的指向(恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向)が異性に限らない方、性自認(自己の属する性別についての認識)が戸籍上の性と一致しない方、自身の性を認識していない方等をいいます。

◆性のあり方は多様であり、一人ひとりの人権に関わる大切なものです◆

## 届出をすることができる方

次のいずれにも該当する性的マイノリティのカップルが対象です。

(1) 双方が民法に規定する成年に達していること。

- ・双方が届出日において18歳以上の方。

(2) 双方に配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がないこと。

- ・今回届け出る方以外の方と既に婚姻等をしていないこと。

(3) 双方がともに届出をしようとする相手以外とこの制度に基づく届出をしていないこと。

- ・今回届け出る方以外の方とこの制度に基づく届出をしていないこと。

(4) 相手方が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。)でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

・直系血族

→祖父母、父母、子、孫等

・三親等内の傍系血族

→兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪

・直系姻族

→子・孫の配偶者、配偶者の父母・祖父母 等

(5) 双方もしくはいずれか一方が県内に住所を有し、又は県内への転入を予定していること。

・お二人とも県内に住所を有している場合

・お二人のうちお一人が県内に住所を有している場合

・お一人又はお二人とも3か月以内に県内に転入予定である場合

## 届出に必要な書類

届出には次の書類が必要となります。

### 届出者お二人に提出いただく書類

#### (1)とっとり安心ファミリーシップ制度に基づく届出書(様式第1号)

- ・お二人で届け出る場合と子や親を含めて届け出る場合の2パターンあります。届出の内容に合わせてどちらか一方をご提出ください。
- ・届出者の欄はそれぞれ自署してください。なお、やむを得ず代筆させる場合は、代筆者の署名が必要です。

#### (2)住民票の写し

- ・個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。
- ・お一人1通ずつの提出をお願いします。ただし、お二人が同一世帯になっている場合は、お二人の情報が記載されたもの1通で構いません。

#### (3)婚姻をしていないこと等を証明する書類

- ・戸籍抄本、独身証明書 等。
  - ・お一人1通ずつの提出をお願いします。
- ※独身証明書は、本籍地の市町村で取得できます。

#### (4)本人確認書類

- ・個人番号カード(マイナンバーカード)の表面、旅券、運転免許証の表面 等。
- ・マイナンバーカードの裏面に記載されている個人番号は受け取りができません。表面のみご提出ください。

#### (5)届出者の顔写真

- ・3か月以内に撮影した、正面、上三分身(おおむね胸から上)、無帽、無背景、カラーのもので、(4)の本人確認書類とは異なるもの。(4)の旅券や運転免許証の顔写真を確認するためのものです。)
- ・とっとり電子申請サービス又は郵送で届出の場合のみ必要です。届出を持参する場合は提出いただく必要はありません。

## 子や親を含めて届出をする場合に必要となる書類

### (6) 子又は親との関係性を確認できる書類

- ・子又は親に係る住民票の写し、戸籍抄本 等。

### (7) 生計を一にしていることが確認できる書類

- ・保険証の写し、生活費や学資金、療養費等の送金が行われていることが分かる書類(通帳の写し(送金以外の部分は消してください)・現金書留控、振込領収書等) 等
- ・届出者と住所が異なる子や親を届け出る場合に提出が必要です。(同居していることを(6)の住民票等で確認できる場合は不要です。)

### (8) 子又は親の届出に関する同意書(様式第2号)

- ・届出日において15歳以上の場合に必要です。
- ・同意者の欄は自署してください。なお、やむを得ず代筆させる場合は、代筆者の署名が必要です。

## 通称名を利用する場合に必要な書類

### (9) 通称名を使用していることが確認できる書類

- ・社員証、郵便物 等。

書類や提出データに不備がある場合は、県担当課からご連絡します。内容をご確認の上、修正等のご対応をお願いします。

## 届出の方法・流れ

届出や受理証明書の交付に費用はかかりません。ただし、届出に必要な書類(戸籍抄本等)の取得にかかる手数料や郵送による場合の郵送料等は自己負担となります。

### 郵送又は持参して届け出る場合

必要書類をそろえた上で、以下の住所に郵送又は持参してください。

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地

とっとり安心ファミリーシップ制度支援窓口

鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局人権・同和対策課(本庁舎5階)

※持参の場合、受付時間は祝休日や年末年始を除く月～金の8時30分～17時15分となります。

### とっとり電子申請サービスにより届け出る場合

以下のリンクに必要な書類を添付してください。様式の氏名欄は自署してください。

URL [https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=9545](https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9545)

QRコード



### 届出受理証明書等の交付

不備のない届出又は利用依頼を受理してから、原則7日以内(土・日・祝日・年末年始を除く。)に受理証明書と希望者には携帯用カードを書留等で郵送します。

なお、届出時にお二人とも県外にお住まいの方で、双方又は一方が県内への転入を予定されている場合は、転入予定者受付票を交付しますので、受付票に記載の提出期限(おおむね3か月以内)までに、県内へ転入したことが分かる住民票の写しと当該受付票を郵送又は持参で提出してください。それと引き換えに届出受理証明書等を交付します。

## 届出後について

### (1)届出受理証明書の再交付

紛失、毀損、汚損その他の事情により届出受理証明書等の再交付を希望される場合は、以下の書類を提出してください。受付後、新たに受理証明書又は携帯用カードを再交付します。

(提出書類)

- ・届出受理証明書等再交付申請書(様式第7号)
- ・毀損又は汚損した届出受理証明書及び携帯用カード

※紛失により添付できない場合は、発見後速やかに返還してください。

### (2)届出事項の変更

届出書類に記載した事項に変更があった場合は、以下の書類を提出してください。受付後、変更後の内容で新たに受理証明書又は携帯用カードを再交付します。

(提出書類)

- ・届出事項変更届(様式第8号)
- ・交付済の届出受理証明書及び携帯用カード
- ・変更内容が確認できる書類

(例)住所変更…住民票の写し

子や親の名前の追加…住民票の写し、同意書(様式第2号)

※子や親の名前の削除については、添付書類は不要です。

### (3)返還の届出等

次のいずれかに該当するときは、返還が必要です。以下の書類を提出してください。

- 人生のパートナーとしての関係を解消したとき。
- 双方が県内に住所を有しなくなったとき。
- いずれか一方が死亡したとき。
- 提出書類の内容に虚偽があったとき。
- そのほか、届出の要件に該当しなくなったとき。



(提出書類)

- ・返還届(様式第9号)
- ・交付済の届出受理証明書及び携帯用カード

#### (4)届出受理事実証明書の交付

受理証明書を返還後も関係性を証明できるものとして、届出受理事実証明書を交付しています。交付を希望する場合は、以下の書類を提出してください。

(提出書類)

- ・届出受理事実証明交付申請書(様式第10号)

### 利用できる・しやすくなる行政サービス等

「とっとり安心ファミリーシップ制度」で利用できる・利用しやすくなる行政サービスは、以下のとおりです。

#### 鳥取県

No.	行政サービス等の内容	証明書の提示方法等	担当課 (電話番号)	留意事項等
1	県立病院でのコロナ時等の面会	①受理証明書(携帯カードを含む。)を提示	中央病院総務課 0857-26-2271 厚生病院総務課 0858-22-8181	患者本人の同意があれば証明書等の提示は不要
2	県立病院での病状・治療方針の説明	①受理証明書(携帯カードを含む。)を提示	中央病院総務課 0857-26-2271 厚生病院総務課 0858-22-8181	患者本人の同意があれば証明書等の提示は不要
3	県営住宅の入居申込み	②証明書の写しを提出	住宅政策課 0857-26-7411	届出受理証等の写しの提出に加えて、所得要件等の入居要件を全て満たすことが必要です。
4	心身障がい者等の生計同一者に対する自動車税の減免	③不要	税務課 0857-26-7053	生計同一者が運転する場合で、障がいの程度や自動車の用途等の一定の要件を満たす必要があります。生計同一者であるかは、市町村が発行する生計同一証明書で確認します。
5	県職員の休暇	③不要	人事企画課 0857-26-7036	県職員が対象です。
6	県職員の諸手当	②証明書の写しを提出	人事企画課 0857-26-7036	県職員が対象です。

---

## 県内各市町村

県のみならず連携する市町村の提供するサービスも利用しやすくなります。随時更新していますので、詳細は HP をご覧ください。

URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/312978.htm>



QRコード

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地

とっとり安心ファミリーシップ制度支援窓口

鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局人権・同和对策課(本庁舎5階)

電話 0857-26-7121 メールアドレス [jinken@pref.tottori.lg.jp](mailto:jinken@pref.tottori.lg.jp)